

# さいたま市教育委員会会議

(定例会)

令和7年9月25日 開催

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 令和 7 年 9 月 25 日 (木)

午後 2 時 00 分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

報告第 13 号	さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について	【非公開案件】
議案第 51 号	さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 52 号	さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について	
議案第 53 号	令和 7 年度さいたま市優秀教職員表彰について	【非公開案件】
議案第 54 号	さいたま市社会教育委員の委嘱について	【非公開案件】
議案第 55 号	行政情報一部開示決定に係る審査請求について	【非公開案件】

3 閉 会

議案第 51 号

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定を、別紙のとおり市長に申出する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

さいたま市教育委員会

教育長 竹居 秀子

## 別紙

### さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市授業料等徴収条例（平成13年さいたま市条例第116号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(授業料等の額)			(授業料等の額)		
学校の別	授業料等の区分	授業料等の額	学校の別	授業料等の区分	授業料等の額
高等学校	授業料	年額 118,800 円	高等学校	授業料 <u>市内生（ 市内に住 所を有す る生徒を いう。以 下同じ。 ）</u>	年額 118,800 円
	入学料 <u>市内生（ 市内に住 所を有す る生徒を いう。以 下同じ。 ）</u>	[略]		市外生（ 市内生以 外の生徒 をいう。 以下同 じ。）	年額 180,000 円
	入学料 <u>市外生（ 市内生以 外の生徒 をいう。 以下同 じ。）</u>	142,000 円	入学料	市内生	[略]
				市外生	73,000 円

	[略]	
中等 教育 学校	授業料（後期課程 ）	年額 118,800 円
進級料	[略] 後期課程 に進級す る市外生	142,000 円
入学料	[略] 後期課程 へ転入学 又は編入 学を許可 された市 外生	142,000 円
	[略]	
中学 校	[略]	

  

	[略]	
中等 教育 学校	授業料（後期課程 ）	市内生 年額 118,800 円 市外生 年額 180,000 円
進級料	[略] 後期課程 に進級す る市外生	73,000 円
入学料	[略] 後期課程 へ転入学 又は編入 学を許可 された市 外生	73,000 円
	[略]	
中学 校	[略]	

2 [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条第1項に規定する受給権者として同法第6条第2項に規定する期間（同法第8条第1項の規定により高等学校等就学支援金の支給が停止された期間及び同法第9条の規定により高等学校等就学支援金の支払を差し止められた期間を除く。）に高等学校等就学支援金の支給を受ける市外生（次条において「支給対象市外生」という。）に係る授業料の額は、市内生に係る授業料の額と同額とする。

#### （月額の変更に伴う授業料の算定方法）

第3条 学年の途中において市内生若しくは支給対象市外生（以下この項において「市内生等」という。）から支給対象市外生以外の市外生（以下この項において「支給対象外市外生」という。）となり、又は支給対象外市外生から市内生等となった生徒に係る授業料の額は、当該年度において、市内生等に係る授業料を徴収する期間については市内生等に係る月額相当授業料に当該市内生等に係る授業料を徴収する期間における月の数を乗じて得た額とし、支給対象外市外生に係る授業料を徴収する期間については支給対象外市外生に係る月額相当授業料に当該支給対象外市外生に係る授業料を徴収する期間における月の数を乗じて得た額とする。

第3条 [略]

（休学等の場合の授業料の徴収基準）

第4条 [略]

（休学等の場合の授業料の徴収基準）

<u>第4条</u> [略]	<u>第5条</u> [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
	<u>4 学年の途中において市内生から市外生となり、 又は市外生から市内生となった生徒の住所の変更 をした日の属する月分の授業料については、変更 前（住所の変更をした日が月の初日である場合に あつては変更後）の住所に基づき徴収することと なる月額相当授業料の全部を徴収する。</u>
<u>第5条</u> [略]	<u>第6条</u> [略]
<u>第6条</u> [略]	<u>第7条</u> [略]
<u>第7条</u> [略]	<u>第8条</u> [略]
<u>第8条</u> [略]	<u>第9条</u> [略]
<u>第9条</u> [略]	<u>第10条</u> [略]
<u>第10条</u> [略]	<u>第11条</u> [略]

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

# さいたま市授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 提案理由

- ・ 高等学校等就学支援金の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 制定（改正）の概要

### (1) さいたま市授業料等徴収条例の見直し（第2条及び第5条関係）

ア 授業料の額について規定するもの。

市外生の額を市内生と同額に改めるもの。

イ 入学料について規定するもの。

市外生の額を142,000円に改めるもの。

ウ アの改正により第2条第3項、及び第5条第4項を削除するもの。

（施行期日） 令和8年4月1日

## 参考資料

### 1. 現在のさいたま市の授業料について

高校授業料は市内・市外の区分を設けている。

区分	授業料の額
市内生	年額 118,800 円
市外生	年額 180,000 円（市内生との差額 61,200 円）
就学支援金認定者*	年額 118,800 円

\*条例により、就学支援金が認定となった市外生は市内生と同額の授業料となる。

### 2. 令和7・令和8年度国の制度の改正について

現下の物価高騰による子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、現在の高校進学率が99%に達していることに鑑み、改めてその準義務教育的な状況を踏まえ、制度を改正し、いわゆる「高校授業料の無償化」を実現する。

- 令和8年度から、高等学校等就学支援金の収入要件を撤廃し、全ての高校生に基準額である年額118,800円を支援する。
- 先行措置として、令和7年度は、高等学校等就学支援金の収入要件を超えた不認定者に対して、高校生等臨時支援金という補助金制度を創設し、基準額である年額118,800円を支援する。

### 3. 令和8年度からの授業料について

高等学校等就学支援金の収入要件の撤廃により、市内生・市外生とともに、国の補助（118,800円）を受けることとなる。条例を改正し市内・市外の区分無く年額118,800円とする。

### 4. 令和8年度からの入学料について

令和8年度以降においては、毎年度、約2,900万円の歳入減となる。

については、現在の教育サービスの提供継続と受益者負担の考えから、市外生のみ入学金を値上げする。

旧 73,000円 ⇒ 新 142,000円

議案第52号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について  
さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり制  
定する。

令和7年9月25日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子

## 別紙

### さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市教職員服務規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(育児休業等) 第17条 [略] 2 [略]	(育児休業等) 第17条 [略] 2 [略]
3 教職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、 <u>部分休業簿</u> により委員会に請求しなければならない。	3 教職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、 <u>部分休業承認請求書</u> により委員会に請求しなければならない。
4～6 [略]	4～6 [略]

### 附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

## 提案理由書

さいたま市職員の育児休業等に関する条例等の改正に伴い、さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令を制定するものです。

なお、施行期日は令和7年10月1日です。